

平成 28 年度支部認定カウンセラー募集要項

支部認定講師・カウンセラー認定等に関する規程第 3 条により、この度下記要領にて、支部認定カウンセラーの認定審査を実施致します。支部認定カウンセラーを希望される方は応募して頂くようご案内申し上げます。

＊支部認定講師・カウンセラー等に関する規程より＊

第 3 条 支部は、支部認定講師育成講座および支部認定カウンセラー育成講座の終了時期に合わせて支部認定を行うものとする。ただし、講座修了時期以外にも必要に応じて支部認定を実施することができるものとする。

記

1. 応募資格：次の(1)、(2)、(3)のうちいずれかの要件を満たしていること

- (1) 協会の産業カウンセラー資格登録会員で、支部が主催する支部認定カウンセラー育成講座の第 I 期、第 II 期を修了していること、およびシニア産業カウンセラー資格取得を目指していること
- (2) 協会の産業カウンセラー資格登録会員で、シニア・コース講座のうち別表に記載した科目を修了し、シニア産業カウンセラー資格取得を目指していること、および業としてのカウンセリング経験が 3 年以上あること

別表

科目名	時間数
K0120 精神医学の概論	6 時間
K0400 職場のメンタルヘルス	6 時間
K0700 職業倫理	3 時間
K1000 雇用環境と人事労務管理	6 時間
K1100 産業カウンセリングに関わる関係法令	6 時間
M1720 逐語検討 2	1 5 時間

- (3) 協会の産業カウンセラー資格登録会員で、シニア産業カウンセラー資格もしくは同受験資格を有し、業としてのカウンセリング経験が 2 年以上あること

2. 応募提出書類：応募に当っては、下記の 4 点を提出してください。

- (1) 平成 28 年度支部認定カウンセラー審査応募申込用紙（プロフィールシート） 1 部
- (2) 応募資格(2)、(3)で応募される方は、可能であれば対象企業団体からの証明書を添付して下さい。
- (3) 志望動機 1 部（ご自身のカウンセリング観および目指している方向、将来像等を含めて 1,600 字程にまとめて下さい。）
- (4) 事例報告書 1 部（A 4 用紙 5 枚以内にまとめて下さい。）
 - A. 事例は面接回数 3 回以上のものとする。ただし、応募資格 (1) の応募者は、育成講座で取り扱った事例（事例報告書の検討の事例は除く）を使うことができます。尚、一度支部認定カウンセラー審査に提出した事例の再提出はできません。
 - B. 記載事項は、サマリー、概要、面接過程、考察等で協会等が発行している文献（事例の書き方）を参照してください。

*応募書類は返却いたしません。必要があれば予めコピーを保管してください。

*応募書類は審査のためにのみ使用し、他の目的のためには使用しません。ただし、後述の審査結果が A（業務を委託することができる）であって、認定後に相談室カウンセラーを希望される方には、相談事業部による面談時に使用します。

3. 応募提出書類受付について

- (1) 送付先：〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-5-1 埼玉県県民健康センター 2階
一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北関東支部 事業推進部 選考委員会事務局 宛
- (2) 送付期限：平成 29 年 2 月 3 日（金）当日消印有効。簡易書留にて郵送のこと（持参は受けません）

4. 支部認定カウンセラー審査応募料金：2 万円

応募料金は、応募書類の提出期限までに下記の口座にお振り込みください。

埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 5 1 5 8 8 2 7

（一社）日本産業カウンセラー協会 北関東支部

*応募料金の振込みおよび応募書類の送付受領をもちまして申込み手続きの完了となります。

*申込み手続き完了後の、応募料金の返金はありません。

5. 審査方法：審査は下記の方法により実施します。

- (1) 書類審査：応募書類を選考委員が審査し、最終選考の際に参照します。
- (2) 面接：選考委員による面接を行います。（1 人約 30 分）
- (3) 総合審査：書類審査、面接等の総合評価を選考委員会で合議します。

6. 面接予定日：平成 29 年 3 月 4 日（土） 支部研修室

7. 審査結果の通知：平成 29 年 4 月末日までには、以下の 2 段階で支部長より各応募者に文書をもって通知します。なお、B ランクについては選考委員会のコメントを付記します。

A. 業務を委託することができる。

B. 更に研鑽が必要である。（認定の対象外）

8. 認定登録：支部認定が得られた応募者については、結果通知とともに認定登録書類を送りますので、所定事項を記入の上、応募書類送付先に遅滞なく送付してください。

9. 認定の効果：支部の受託カウンセラー（相談室、訪問）として活動することができます。ただし、カウンセラーの仕事を保証するものではありません。なお、具体的な業務が発生した段階で支部（相談事業部・事業推進部）と調整・選任の上、業務委託契約を締結して頂きます。

<問い合わせ先>

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北関東支部 事業推進部選考委員会事務局

電話：048-823-7801（月～金 9:30～17:30）

以上